

前回掲載分から変更した条項

【条文記載順の変更】

第14条→第13条、第15条→第14条、第13条→第15条、第42条→第43条

【条文内容の変更】

第18条、第20条～第25条、第28条、第33条、第34条

【条文の追加】

第42条

委託契約書(案)

支出負担行為担当官農林水産技術会議事務局長△△ △△(以下「甲」という。)は、〇〇コンソーシアム(以下「乙」という。)の構成員を代表する〇〇〇〇法人〇〇〇〇〇〇〇長△△ △△と、平成23年度〇〇委託事業の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

(実施する委託事業)

第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

- 委託事業名
平成23年度〇〇委託事業(以下「委託事業」という。)
- 委託事業の内容及び経費
別添委託事業計画書(別紙様式第1号)のとおり
- 履行期限
平成24年3月22日

(委託事業の遂行)

第2条 乙は、委託事業を、第1条の委託事業計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(委託費の限度額)

第3条 甲は、この委託事業に要する費用(以下「委託費」という。)として、金■■■■, ■■■■, ■■■■円(うち消費税及び地方消費税の額■■■, ■■■, ■■■■円)を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

(注)「消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費の額に105分の5を乗じて得た金額である。

2 乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(契約保証金)

第4条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託事業を第三者に委任してはならない。

(研究成果及び事業実績の報告)

第6条 乙は、この委託事業に係る研究の成果が得られた場合には、研究成果報告書(別紙様式第7号)により、遅滞なく甲にその旨を報告するものとする。

2 乙は、この委託事業が終了したとき(委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、遅滞なく委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書(別紙様式第2号)正副2部を甲に提出するものとする。

(検査)

第7条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。なお、必要に応じて、その他関係書類を提出させ、又は実地に検査を行うものとする。

(委託費の額の確定)

第8条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、この委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第9条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、概算払の財務大臣との協議が調った場合においては、乙の請求により概算払をすることができるものとする。

3 乙は、前二項の規定により委託費の請求をするときは、請求書(別紙様式第3号)正副2部を甲

に提出するものとする。

(過払金の返還)

第10条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第8条第1項に規定する委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示により返還するものとする。

(委託事業の変更、中止等)

第11条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、委託事業中止(廃止)申請書(別紙様式第4号)正副2部を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

3 乙が研究連携協定に基づいてこの委託事業を受託した場合であって、契約締結後に協定の内容が変更され、又は失効した場合は、乙は、遅滞なく甲にその旨を報告するものとする。

4 前項の規定により報告がなされた場合には、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

(委託事業計画の変更)

第12条 乙は、前条に規定する場合を除き、第1条に規定する委託事業計画書に記載された事項を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書(別紙様式第5号)正副2部を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委託事業計画書の2の収支予算の支出の部の区分の欄に掲げる費目の相互間(各費目から一般管理費への流用を除く。)における30%以内の流用については、この限りではない。

2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付することができる。

(不正申請又は不正等行為に対する措置)

第13条 甲は、乙がこの契約の締結に際しての不正の申請(以下「不正申請」という。)又は委託業務の実施に当たっての不正若しくは不当な行為(以下「不正等行為」という。)をした疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部調査を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けたときには、その内部調査の結果を書面により、甲に報告しなければならない。

3 甲は、不正申請又は不正等行為の有無を確認するため、前項の報告の内容を精査するに当たり、必要と認めるときは、乙に通告の上、乙の施設等に立ち入り、調査(以下「立入調査」という。)をすることができる。

4 甲は、第2項による報告が著しく遅滞している場合など、特に必要と認めるときは、前三項の規定にかかわらず、内部調査を経ずに立入調査をすることができる。

5 甲は、第2項の報告の精査又は前二項の立入調査の結果、不正申請又は不正等行為が明らかになったときは、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

6 甲は、不正申請又は不正等行為の事実が確認できたときは、氏名及び当該事実の内容を公表することができる。

7 甲は、前各項のほか、契約の適正化を図るための必要な措置を講じることができる。

(契約の解除等)

第14条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除又は変更することができる。併せて、既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(違約金)

第15条 甲は、前条の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(利息金)

第16条 甲は、不正申請又は不正等行為に伴う返還金に利息金を付加するものとする。

2 利息金は、返還金に係る委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納入した日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除等)

第17条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。併せて、既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又はその構成員(これらの代理人を含む。本条及び次条において同じ。)に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場

合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又はその構成員(乙又はその構成員が法人の場合にあつては、その役員、使用人その他従業員を含む。次条第1項第4号及び第2項第2号において同じ。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又はその構成員が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第18条 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として、甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又はその構成員に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき、又は同法第66条第4項に規定する審決において、同法の規定に違反する行為があつた旨が明らかにされたとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又はその構成員に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があつた旨が明らかにされたとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又はその構成員に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又はその構成員に係る刑法第96条の3又は第198条若しくは独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号の規定により確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又はその構成員が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(特許権等)

第19条 甲は、この委託事業に係る技術に関する研究の成果に係る次の各号に掲げる権利等(以下「特許権等」という。)をその権利者である乙の構成員(複数の構成員が一の特許権等を共有する場合の各権利共有者を含む。以下「特許権等所有者」という。)から承継するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権
- (5) 品種登録を受ける地位又は育成者権
- (6) 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)
- (7) 事業活動に有用な技術上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知られていないものであつて、不正競争防止法(平成5年法律第47号)上保護されるもの

(特許権等の帰属)

第20条 前条の規定にかかわらず、乙があらかじめ確約書(別紙様式第6号)を甲に提出した場合、特許権等については、甲は、その特許権等を特許権等所有者から承継しないことができるものとする。ただし、乙が、次の各号及び次項に掲げる事項について、履行していないと甲が認める場合には、乙は、当該特許権等を特許権等所有者から無償で甲に譲渡させるものとする。

- (1) この委託事業に係る研究の成果が得られた場合には、乙は、研究成果報告書(別紙様式第7号)により、遅滞なく甲にその旨を報告すること。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、特許権等所有者に、無償で当該特許権等を利用する権利を甲に実施許諾又は利用許諾(以下「許諾」という。)させること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、このことにつき正当な理由が認め

られない場合において、甲が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があると認め、かつその理由を明らかにして求めたときは、乙は、特許権等所有者に、当該特許権等を利用する権利を第三者へ許諾させること。

- (4) 乙は、特許権等所有者が、甲以外の第三者に当該特許権等の譲渡又は許諾（第24条に掲げる場合に限る。以下この項において同じ。）をする場合には、乙の他の構成員に譲渡する場合、合併又は分割により移転する場合、及び次のイからハまでに規定をする場合を除き、あらかじめ甲の承認を受けること。他の構成員に譲渡する場合等、あらかじめ甲の承認を受けずに譲渡したときは、乙は、譲渡した旨を甲に書面にて通知するとともに、譲渡する相手方に対し、第20条から第25条に規定する甲に対する義務を履行するよう、特許権等所有者を通じて約させなければならない。また、許諾したときは、乙は、許諾した旨を甲に書面にて通知するとともに、許諾する相手方に対し、第20条から第23条の規定の適用に支障を与えないよう、特許権等所有者を通じて当該第三者に約させなければならない。

イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合

- 2 甲は、前項第1号に規定する研究成果報告書が提出された場合であって、乙がその研究成果に係る特許権等を委託期間終了後も所有することを望む旨明記していた場合には、当該特許権等を承継するか否かについて、乙に通知するものとする。なお、甲が承継することとなった研究成果については、乙は、第36条第2項に規定する義務のほか、甲の指示により保管、利用等するものとする。
- 3 乙は、第1項ただし書の規定により、特許権等所有者が当該特許権等を無償で甲に譲渡することとなった場合において、特許権等を出願している場合は、特許権等所有者から甲へ名義変更を行わせ、特許権等を取得している場合は、特許権等所有者から甲へ特許権等を移転させるものとする。なお、名義変更等により発生する費用は乙が負担するものとする。

（研究成果の公表、著作権の行使等）

第21条 乙は、この委託事業の研究成果に係る著作物及びその二次的著作物の公表に際し、当該公表が行われる前に、当該公表について報告するものとする。更に、甲が必要と認めた場合には、その承諾を得るものとする。公表の際にはこの委託事業による成果である旨を明示しなければならない。

- 2 乙は、この委託事業により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲において、甲が利用する権利及び甲が第三者による利用を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。
- 3 乙は、甲及び甲が許諾した第三者による利用について、乙の構成員が著作者人格権を行使しようとする場合であって、乙が特に必要があると認める場合には、甲に対しその理由を明らかにして事前協議を行わなければならない。また、当該著作物の著作者が乙の構成員以外の者であるときも、同様とする。

（特許権等の登録、国外実施等）

第22条 乙は、特許権等所有者によるこの委託事業の研究成果に係る特許権等の出願又は申請（以下「出願等」という。）が行われた場合には、特許権等出願通知書（別紙様式第8号）により、当該出願等の結果、特許権等が発生した場合には、特許権等登録通知書（別紙様式第9号）により、それぞれ遅滞なく甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、その構成員が前項の出願等に係る国内での特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にして、当該出願書類に国の委託事業に係る研究成果に係る出願である旨を記載させなければならない。
- 3 乙は、その構成員が第1項に規定する出願等を国外で行う場合には、国外での特許権等出願事前協議書（別紙様式第10号）を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は、この委託事業の研究成果に係る特許権等について、特許権等所有者又は当該者から許諾を受けた者が国外で実施する場合には、国外での特許権等実施事前協議書（別紙様式第11号）を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

（特許権等の譲渡）

第23条 乙は、特許権等所有者がこの委託事業の研究成果に係る特許権等を甲以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡が行われる前に、譲渡事前協議書（別紙様式第12号）を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。ただし、第20条第1項（4）のイからハに定める場合にあつては、譲渡した旨を同協議書の様式に準ずる書面にて、甲に通知するものとする。

- 2 乙は、特許権等所有者が前項の承諾を得、特許権等を譲渡することとなったときは、本条を含む第20条から第25条に規定する甲に対する義務を履行するよう、特許権等所有者を通じて当該第

三者に約させなければならない。

(特許権等の許諾)

- 第24条 乙は、この委託事業の研究成果に係る特許権等について、特許権等所有者が甲以外の第三者に専用許諾する場合には、許諾事前協議書（別紙様式第13号）を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。特許権等所有者が通常許諾しようとする相手方が外国に籍を有する者である場合にも同様とする。ただし、専用許諾又は外国籍を有する者への通常許諾であっても、第20条第1項（4）のイからハに定める場合にあっては、譲渡した旨を同協議書の様式に準ずる書面にて、甲に通知すれば足るものとする。
- 2 乙は、特許権等所有者が甲以外の第三者に通常許諾する場合には、当該許諾が行われる前に、通常許諾通知書（別紙様式第14号）により、甲に報告するものとする。
- 3 乙は、特許権等所有者が特許権等を甲以外の第三者に専用許諾又は通常許諾することとなった場合は、第20条から第23条の規定の適用に支障を与えないよう、特許権等所有者を通じて当該第三者に約させなければならない。

(特許権等の放棄)

- 第25条 乙は、特許権等所有者がこの委託事業の研究成果に係る特許権等を放棄する場合には、当該放棄が行われる前に、書面により、甲に報告しなければならない。

(職務発明規程の整備)

- 第26条 乙は、その構成員に対し、契約の締結後速やかに、その従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が委託事業を実施するために行った行為の結果得られた研究成果に係る特許権等は、当該乙の構成員に帰属する旨の契約をその従業者等と締結させ、又はその旨を規定する職務発明規程等を定めさせなければならない。ただし、当該乙の構成員が特許権等を従業者等から当該乙の構成員に承継させる旨の契約をその従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合はこの限りではない。

(優先的利用の許諾)

- 第27条 甲が特許権等所有者から承継した特許権等を、当該者が優先的に利用しようとするとき又は当該者の指定する第三者に優先的に利用させようとするときは、乙は、甲乙協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約書に基づき、甲の許諾を受けなければならない。
- 2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から5年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許権等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場合であって、許諾期間の延長が必要であると認めるときは、甲は、当該許可に要した期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について2年間（育成者権にあっては、特に必要と認められる場合には5年間）を限度として延長することができる。
- 3 甲は、次の場合には当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができるものとする。
- (1) 乙の構成員又は当該構成員の指定する第三者が正当な理由なく1年以上当該特許権等を利用しないとき。
- (2) 利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。
- (3) 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進等の観点から当該許諾期間の短縮又は契約の取消しが必要となったとき。

(物品管理)

- 第28条 乙は、その構成員に、委託費により購入した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理させなければならない。また、このことを約するための確約書（別紙様式第16号）を、契約の締結後速やかに、甲に提出するものとする。
- 2 委託事業終了後、前項に規定する物品のうち返還を要する物品を甲が指定したときは、乙は、その構成員に、甲の指示により当該物品を返還させるものとする。

(委託事業の調査)

- 第29条 甲は、必要に応じ、乙に対し、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

- 第30条 乙は、各委託事業の委託費については、各委託事業ごとに、帳簿を作成、整備した上で、乙単独の事業又は国庫補助事業等の経費とは別に、かつ、各委託事業の別に、それぞれ明確に区分して経理しなければならない。
- 2 乙は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行うものとする。

- 3 乙は、前項の帳簿及び委託事業実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を、乙の文書管理規程等の保存期限の規定にかかわらず、当該委託事業終了の翌年度の4月1日から起算して5年間、整備・保管しなければならない。
- 4 乙は、委託事業実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分に照合した委託費の支払実績額を記載しなければならない。
- 5 乙は、前各項の規定のいずれかに違反し、又はその他不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

（旅費及び賃金）

- 第31条 乙は、委託費からの旅費及び賃金の支払については、いずれも委託事業の実施要領に定める事業内容と直接関係ある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。
- 2 乙は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

（普及・事業化等への協力）

- 第32条 乙は、この委託事業に関して、その目指す内容、得られた成果に係る普及・事業化及び国民理解の促進に関する取組に積極的に協力し、委託事業の成果が国民に還元されるよう努めるものとする。
- 2 乙は、得られた成果について、可能な限り第三者に公開及び閲覧が可能な状態を確保するよう努めるものとする。

（追跡調査）

- 第33条 甲は、この委託事業の成果を対象に、成果の普及・活用状況について追跡調査を行い、乙に報告を求めることができるものとする。

（秘密の保持）

- 第34条 乙及びこの委託事業に従事する者（従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。）は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。
- (1) 知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 知得した後、乙の責めによらず公知となった情報
 - (3) 秘密保持を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - (4) 甲から開示された情報によることなく独自に開発して得たことを証明できる情報
 - (5) 第21条第1項に規定する事前協議により甲の同意を得た著作物及びその二次的著作物その他事前に甲の同意を得た情報
- 2 乙及び委託事業従事者は、第20条に規定する確約書を甲に提出しないことによって、又は甲が第20条第2項の規定に基づき甲が承継することとしたことによって、この委託事業の成果に係る特許権等が甲へ承継されることとなる場合には、この委託事業に関する資料を転写し、若しくは第三者に閲覧又は貸出しをしてはならない。

（個人情報に関する秘密保持等）

- 第35条 乙及び委託事業従事者は、この委託事業に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。
- 2 乙及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
 - 3 前二項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

（個人情報の複製等の制限）

- 第36条 乙は、この委託事業を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

（個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応）

- 第37条 乙は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第38条 乙は、この委託事業が終了したときは、委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(個人情報の保護)

第39条 甲は、この委託事業における研究受託者の研究課題データのほか、研究者の個人情報を取扱う際にはプライバシーの保護に十分に配慮し、法令その他の規範を遵守するものとする。

(事故の報告)

第40条 乙は、この委託事業において毒物等の滅失や飛散など、人体等に影響を及ぼす恐れがある事故が発生した場合は、その内容を直ちに甲へ報告しなければならない。

(協議、報告書等の履行)

第41条 この契約の定めにしたがって、乙又は乙の構成員が甲に協議、報告等を行う場合には、乙の構成員を代表して甲と本契約を締結した者(次条において「代表機関」という。)がこれを行うものとする。

(乙の解散に係る権利義務の承継)

第42条 乙は、乙が解散することとなった場合には、その権利義務を承継することとなる者について、書面により、全構成員が同意していることがわかる書類を添付した上で、甲に報告しなければならない。当該報告書が提出されないまま乙が解散した場合、又は甲がその内容に不備があったと認めた場合には、乙の権利義務は、甲との関係においては、その代表機関に承継されたものとみなす。

(疑義の解決)

第43条 前各条のほか、この契約及びこの委託契約書に係る細則に定めのない事項、又はこれらについての疑義が生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成23年〇月〇〇日

委託者(甲) 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局長 △△ △△ 印

受託者(乙) ○〇県○市○〇〇■-■-■

○〇コンソーシアム

コンソーシアム業務執行組合員

○〇法人
○〇長 △△ △△ 印

別紙様式第1号

委託事業計画書

1 事業内容

ア 事業実施方針(研究目標)及び研究(調査)内容

平成23年度〇〇委託事業実施要領に基づき、委託事業を実施する。

イ 事業実施期間

平成23年 月 日 ~ 平成24年 3月22日

ウ 担当者

〇〇法人 〇〇研究所 〇〇センター長 △△ △△

エ 研究及び報告の方法

受託者が事業を終了したときは、実績報告書2部を作成し、当該事業に係る委託者に平成24年3月22日までに報告すること。

2 収支予算

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	うち消費税及び地方消費税の額 円

	円	
--	---	--

3 物品購入計画

品名	規格	員数	購入予定		使用目的	備考
			単価	金額		
			円	円		

4 支払計画(概算払請求限度額)

第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
円	円	円	円

5 構成員の事業計画

ア 担当事業名

イ 構成員名

ウ 構成員の事業内容、研究費の限度額

エ 結果報告及び取扱い

結果の報告は、報告書によるものとする。

別紙様式第2号

平成23年度〇〇委託事業実績報告書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局長 殿
〔 官署支出官
農林水産省大臣官房経理課長 殿 〕

(受託者)
住 所
氏 名

印

平成 年 月 日付け契約のこのことについて、下記のとおり、事業を実施したので、委託契約書第6条第2項の規定に基づき、その実績を報告します。
(なお、併せて委託費金 円也の支払を請求します。)

記

- 1 事業の実施状況
 - ア 事業項目及び研究対象
 - イ 事業実施期間
 - ウ 担当者
 - エ 事業の成果（成果物の名称及びその概要。著作物を作成した場合には、その名称とする。）

2 収支精算

収入の部

区 分	精 算 額	予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国庫委託費					うち消費税及び地方消費税の額 円
計					

支出の部

区 分	精 算 額	予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
計					

(注) 備考欄には、精算の内訳を記載のこと。

3 物品購入実績（物品を購入した場合）

品名	規格	員数	購入実績		使用目的	備考
			単価	金額		
			円	円		

- (注) 1 物品購入計画に掲げたもののほか、記載する品名は、物品購入計画の場合と同様とする。
 2 契約時の物品購入計画に掲げたもの以外の購入物品があった場合には、購入することとなった理由を備考欄に記載する。

別紙様式第3号

平成23年度〇〇委託事業委託費
概算払・精算払請求書

番 号
年 月 日

官署支出官
農林水産省大臣官房経理課長 殿

(受託者)

住 所
氏 名

印

平成 年 月 日付け契約の平成23年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業委託事業（継続課題）について、下記により委託費金 円也を概算払・精算払により支払されたく請求します。

記

区 分	国庫委託費	既 受 領 額		今 回 請 求 額		残 高		事業完了 予 定 年 月 日	備 考
		金 額	出来高	金 額	〇月〇日 現在（予 定）出来 高	金 額	〇月〇日 現在（予 定）出来 高		
	円	円	%	円	%	円	%		

(注) 精算払請求の場合については、実績報告書に併記することにより請求書に代えることができるものとする。

別紙様式第4号

平成23年度〇〇委託事業中止（廃止）申請書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局長 殿

(受託者)

住 所
氏 名

印

平成 年 月 日付け契約の平成23年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業委託事業（継続課題）について、下記により中止（廃止）したいので、委託契約書第11条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 委託の中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）しようとする以前の研究実施状況
 - ア 研究について
 - イ 経費について

経費支出状況

経費の区分	〇月〇日現在支出済額	残 額	支出予定額	中止（又は廃止）に伴う不用額	備 考

- 3 中止（廃止）後の措置
 - ア 事業について
 - イ 経費について
 - ウ 経費支出予定明細

経 費 の 区 分	支 出 予 定 金 額	算 出 基 礎 (名称、数量、単価、金額)

別紙様式第5号

平成23年度〇〇委託事業計画変更
承認申請書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局長 殿

(受託者)

住 所
氏 名

印

平成 年 月 日付け契約の平成23年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業委託事業（継続課題）について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第12条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

1 変更の理由

2 変更する事業計画又は事業内容

3 変更経費区分

(注) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、委託事業計画書の様式を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。

確 約 書

番 年 月 日
号 日

農林水産省農林水産技術会議事務局長 殿

住 所

氏 名

印

〇〇コンソーシアム（以下「乙」という。）は、農林水産省農林水産技術会議事務局長（以下「甲」という。）に対し下記の事項を約する。

記

- 1 乙は、その構成員（複数の構成員が共同で発明等する場合を含む。以下同じ。）が甲からの委託を受けて行う平成23年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業委託事業（継続課題）に関する研究について成果を得た場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- 2 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、当該委託事業の成果に係る特許権等を利用する権利をその構成員に無償で甲に許諾させる。
- 3 乙は、甲が当該特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
- 4 乙は、その構成員が当該特許権等を相当期間（明確な期間を希望する場合には3年間とする。）活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、その構成員に、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾させる。
- 5 乙は、その構成員が甲以外の第三者に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合には、乙の他の構成員に譲渡する場合、法人の合併又は分割により移転する場合、及び次のイからハまでに規定をする場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
 - イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合
 - ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合
 - ハ 技術研究組合が組合員に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合

別紙様式第7号

平成23年度〇〇委託事業に係る研究成果報告書

番 号
年 月 日

農林水産省農林水産技術会議事務局長 殿

(委託機関)
住 所
氏 名

印

この度、平成〇〇年〇月〇〇日付け契約に基づく開発項目「」について、研究成果が得られたため、委託契約書第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 研究成果の名称
- 2 研究成果の概要
- 3 当該研究成果に係る発明等を行った研究機関の名称
(発明等を行った者が丙(当該報告書の名義人であるコンソーシアムの代表機関をいう。以下同じ。)である場合又は丙が含まれる場合には、丙の名称も記載。)
- 4 研究成果所有継続の希望の有無
(本研究成果を契約期間後も所有することを希望する場合には、その旨及び承継を望む研究機関の名称を記載。承継を望む研究機関と3の研究機関が異なる場合には、その他の研究機関は承継を望んでいない旨を明記。)

<添付書類>

研究成果の詳細な内容が分かる資料

別紙様式第8号

特許権等出願通知書

番 年 月 号 日

農林水産省農林水産技術会議事務局長 殿

住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」について、下記のとおり特許権等の出願を行いましたので、委託契約書第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 出願に係る特許権等の種類
- 2 発明等の名称
- 3 出願日
- 4 出願番号
- 5 出願人
(出願人が丙(当該通知書の名義人であるコンソーシアムの代表機関をいう。以下同じ。)である場合又は丙が含まれる場合には、丙の名称も記載。)
- 6 代理人
(代理人が丙である場合又は丙が含まれる場合には、丙の名称も記載。)
- 7 優先権の主張

<添付書類>

出願申請書の写しを添付。

別紙様式第9号

特許権等登録通知書

番 号
年 月 日

農林水産省農林水産技術会議事務局長 殿

住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る特許権等の登録等の状況について、委託契約書第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 出願等に係る特許権等の種類
- 2 発明等の名称
- 3 出願日
- 4 出願番号
- 5 出願人
(出願人が丙（当該通知書の名義人であるコンソーシアムの代表機関をいう。以下同じ。）である場合又は丙が含まれる場合には、丙の名称も記載。)
- 6 代理人
(代理人が丙である場合又は丙が含まれる場合には、丙の名称も記載。)
- 7 登録日
- 8 登録番号
- (9 国外の出願状況)
(複数国で出願した場合には、それらの出願に係る審査、登録状況を記載。)

<添付書類>

発明等の名称、出願人等、別紙様式第9号に基づく出願時の通知内容に変更があった場合には、それを公的に証明する書類を添付。

別紙様式第10号

平成23年度〇〇委託事業に係る国外での特許権等出願事前協議書

番 号
年 月 日

農林水産省農林水産技術会議事務局長 殿

住 所
氏 名 印

この度、本委託に係る特許権等につき国外で出願する予定ですので、委託契約書第22条第3項の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特許権等の種類及び名称
(「種類」については、「特許権」、「実用新案権」等権利の種類を記載。
「名称」については、その特許権に係る発明の名称等を記載。)
- 2 特許権等の出願者
(「出願者」については、乙(当該協議書の名義人であるコンソーシアムの代表機関をいう。以下同じ。)が含まれる場合には、乙の名称も掲載。
代理人を通じて出願又は実施許諾する場合には、当該代理人の名称も記載。なお、代理人が乙である場合又は乙が含まれる場合には、乙の名称も記載。)
- 3 特許権等を出願する国(場所)
- 4 特許権等を国外で出願する理由
- 5 特許権等を国外で出願することにより見込まれる効果等
- 6 特許権等の出願予定時期
- 7 特許権等の出願者が2以上の場合、各出願者の承諾の有無
記載例) 1に掲げた出願者すべて、本出願を承諾している。
- 8 特許権等のこれまでの実施許諾の実績について
(国内で既に出願済であり、かつ許諾実績がある場合の、許諾相手先、許諾の種類(専用許諾か、通常許諾か)、許諾期間及び許諾料収入を、許諾契約ごとに記載。)
- 9 優先権の主張

別紙様式第11号

平成23年度〇〇委託事業に係る国外での特許権等実施事前協議書

番 号
年 月 日

農林水産省農林水産技術会議事務局長 殿

住 所
氏 名 印

この度、本委託に係る特許権等につき国外で実施する予定ですので、委託契約書第22条第4項の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特許権等の種類、名称及び権利期間
(「種類」については、「特許権」、「実用新案権」等権利の種類を記載。
「名称」については、その特許権に係る発明の名称等を記載。
「権利期間」については、登録年月日及びその権利を所有できる最長の期日を記載。)
- 2 特許権等の実施者
(「実施者」については、乙(当該協議書の名義人であるコンソーシアムの代表機関をいう。以下同じ。)が含まれる場合には、乙の名称も掲載。
代理人を通じて出願又は実施許諾する場合には、当該代理人の名称も記載。なお、代理人が乙である場合又は乙が含まれる場合には、乙の名称も記載。)
- 3 特許権等を実施する国(場所)
- 4 特許権等を国外で実施する理由
- 5 特許権等を国外で実施することにより見込まれる効果等
- 6 特許権等の実施予定年月日
- 7 特許権等の権利者が2以上の場合、各共有者の承諾の有無
記載例) 1に掲げた出願者すべて、本実施を承諾している。
- 8 特許権等のこれまでの実施許諾の実績について
(相手先、許諾の種類(専用許諾か、通常許諾か)、許諾期間及び許諾料収入を、許諾契約ごとに記載。)

別紙様式第12号

平成23年度〇〇委託事業に係る特許権等譲渡事前協議書

番 号
年 月 日

農林水産省農林水産技術会議事務局長 殿

住 所

氏 名

印

この度、本委託事業の成果に係る特許権等につき甲以外の第三者に譲渡する予定ですので、委託契約書第23条第1項の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特許権等の権利者、種類、名称及び権利期間
(「権利者」については、特許権等を出願中の場合は、出願者を記載。丙(当該協議書の名義人であるコンソーシアムの代表機関をいう。以下同じ。)が権利者に含まれる場合には、丙の名称も掲載。
「種類」については、「特許権(出願中)」、「特許権」、「実用新案権(出願中)」等と記載。
「名称」については、その特許権に係る発明の名称等を記載。
「権利期間」については、出願中の場合は、出願年月日及び「権利登録の日まで」を記載。既に登録済の場合は、登録年月日及びその権利を所有できる最長の期日を記載。)
- 2 特許権等を譲渡する相手方
- 3 特許権等を譲渡する比率
- 4 特許権等を譲渡する理由
- 5 特許権等を譲渡することにより見込まれる効果等
(譲渡額が確定している場合にはその額も記載。)
- 6 特許権等の譲渡予定年月日
- 7 特許権等の権利者が2以上の場合、各共有者の承諾の有無
記載例) 1に掲げた権利者すべて、本許諾を承諾している。
- 8 特許権等のこれまでの実施許諾の実績について
(相手先、許諾の種類(専用許諾か、通常許諾か)、許諾期間及び許諾料収入を、許諾契約ごとに記載。)

<添付書類>

- 1) 譲渡対象となる特許権等の出願申請書又は登録証の写し(これら書類が作成された後に権利者等の変更があった場合には、そのことを示す公的な文書も添付。)
- 2) 譲渡相手方の定款、活動実績、その他どういう者かがわかる資料

別紙様式第13号

平成23年度〇〇委託事業に係る特許権等許諾事前協議書

番 号
年 月 日

農林水産省農林水産技術会議事務局長 殿

住 所

氏 名

印

この度、本委託事業の成果に係る特許権等につき甲以外の第三者に許諾する予定ですので、委託契約書第24条第1項の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特許権等の権利者、種類、名称及び権利期間
(「権利者」については、特許権等を出願中の場合は、出願者を記載。乙(当該協議書の名義人であるコンソーシアムの代表機関をいう。以下同じ。)が権利者に含まれる場合には、乙の名称も掲載。
「種類」については、「特許権(出願中)」、「特許権」、「実用新案権(出願中)」等と記載。
「名称」については、その特許権に係る発明の名称等を記載。
「権利期間」については、出願中の場合は、出願年月日及び「権利登録の日まで」を記載。既に登録済の場合は、登録年月日及びその権利を所有できる最長の期日を記載。)
- 2 特許権等の許諾の種類
(外国籍を有する者に許諾する場合、出願中の場合には、特許権、実用新案権又は意匠権に係る許諾については仮専用実施権なのか仮通常実施権なのかを明記。育成者権については、特段断りのない場合、通常の出願中の権利に係る許諾とみなす。また、既に権利が登録済の場合には、通常実施(利用)権なのか専用実施(利用)権なのかを明記。併せて、利用の態様(生産のみか、販売も行ってよいのか、等)を明記。)
- 3 特許権等を許諾する相手方
- 4 特許権等を許諾する理由
- 5 特許権等を許諾することにより見込まれる効果等
(許諾料の算定基準が確定している場合にはその基準も記載。)
- 6 許諾契約予定年月日
- 7 許諾契約期間
- 8 特許権等の権利者が2以上の場合、各共有者の承諾の有無
記載例) 1に掲げた権利者すべて、本許諾に承諾している。
- 9 特許権等のこれまでの実施許諾の実績について
(相手先、許諾の種類(専用許諾か、通常許諾か)、許諾期間及び許諾料収入を、許諾契約ごとに記載。)

<添付書類>

- 1) 許諾対象となる特許権等の出願申請書又は登録証の写し(これら書類が作成された後に権利者等の変更があった場合には、そのことを示す公的な文書も添付。)
- 2) 許諾相手方の定款、活動実績、その他どういう者かがわかる資料

別紙様式第14号

平成23年度〇〇委託事業に係る特許権等通常許諾通知書

番 号
年 月 日

農林水産省農林水産技術会議事務局長 殿

住 所

氏 名

印

この度、本委託事業の成果に係る特許権等につき甲以外の第三者に通常許諾する予定ですので、委託契約書第24条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 特許権等の権利者、種類、名称及び権利期間
(「権利者」については、特許権等を出願中の場合は、出願者を記載。乙(当該協議書の名義人であるコンソーシアムの代表機関をいう。以下同じ。)が権利者に含まれる場合には、乙の名称も掲載。
「種類」については、「特許権(出願中)」、「特許権」、「実用新案権(出願中)」等と記載。
「名称」については、その特許権に係る発明の名称等を記載。
「権利期間」については、出願中の場合は、出願年月日及び「権利登録の日まで」を記載。既に登録済の場合は、登録年月日及びその権利を所有できる最長の期日を記載。)
- 2 特許権等の許諾の態様
(「許諾の態様」については、生産か、販売か等、許諾する内容を明記。
出願中の場合は、併せて、その旨を明記。)
- 3 特許権等を許諾する相手方
- 4 特許権等を許諾する理由
- 5 特許権等を許諾することにより見込まれる効果等
(許諾料の算定基準が確定している場合にはその基準も記載。)
- 6 許諾契約予定年月日
- 7 許諾契約期間
- 8 特許権等の権利者が2以上の場合、各共有者の承諾の有無
記載例) 1に掲げた権利者すべて、本許諾に承諾している。
- 9 特許権等のこれまでの実施許諾の実績について
(相手先、許諾の種類(専用許諾か、通常許諾か)、許諾期間及び許諾料収入を、許諾契約ごとに記載。)

<添付書類>

- 1) 許諾対象となる特許権等の出願申請書又は登録証の写し(これら書類が作成された後に権利者等の変更があった場合には、そのことを示す公的な文書も添付。)
- 2) 許諾相手方の定款、活動実績、その他どういう者かがわかる資料

取得物品に関する確約書

番 年 月 号 日

農林水産省農林水産技術会議事務局長 殿

住 所

氏 名

印

〇〇コンソーシアム（以下「乙」という。）は、農林水産省農林水産技術会議事務局長（以下「甲」という。）に対し下記の事項を約する。

記

- 1 乙は、委託契約書第30条に規定する事項を遵守する。
- 2 乙は、本委託契約終了後、本事業の課題を継続して実施するために、引き続き使用する場合も委託契約書第30条に規定する事項を遵守する。
- 3 乙は、本委託契約終了時、同種の事業を実施するため、引き続き物品を使用する場合（以下、「継続使用」という。）は、甲に対しその事業名（内容）、実施（使用）予定期間及び使用する物品名等を記載した申請書を提出し、甲の承認を受ける。
- 4 乙は、委託事業または継続使用終了後、取得物品の使用予定がない場合、甲に対し返還に関する申請書を提出し、甲の指示があるまで当該物品を保管する。
- 5 乙は、甲から返還の指示があった場合は、その指示に従い返還する。なお、物品の引き渡しに係る費用は甲の負担とする。
- 6 乙は、甲から返還を要しないとの指示があった場合は、当該物品の処分を行う。なお、処分に係る費用は乙の負担とする。